

## ★食品表示ラベルが必要となる基準

### ①飲食店営業許可を使用しテイクアウトの場合

- ・即食用（持ち帰って直ぐに食べる用）→ラベルは不要、販売できる
- ・何日間か持つものとして→そもそも販売できない

### ②飲食店営業許可を使用し外部で販売（移動販売・マルシェなど）の場合

- ・即食用（持ち帰って直ぐに食べる用）→ラベルは必要、販売できる

※ただし、保健所許可のある移動販売車で調理して販売するものについてはラベル不要

- ・何日間か持つものとして→そもそも販売できない

### ③菓子製造業許可を使用しテイクアウト（パン・焼き菓子等）の場合

- ・即食用（持ち帰って直ぐに食べる用）→ラベルは不要、販売できる
- ・何日間か持つものとして→ラベル必要、販売できる

### ④菓子製造業許可を使用し外部で販売（移動販売・マルシェなど）の場合

- ・即食用（持ち帰って直ぐに食べる用）→ラベル必要、販売できる
- ・何日間か持つものとして→ラベル必要、販売できる

## ★食品表示項目の製造場所について

製造者名と製造所は分けて記入をお願いします。

**本印刷前にサンプルの提出をお願いします。**

製造者： 製造した人の名前または屋号  
ご連絡が取れる住所・電話番号など

製造所： 東京都墨田区業平 1-7-9 PLAT295

販売者： 販売する方が製造する方と異なる場合は記載  
住所・電話番号など

## ★賞味期限について

責任の取れる期限で設定をお願いいたします。

設定方法については製造者の責任でお調べください。

**万一、食中毒などが起こった場合は保健所の立ち入り調査に立ち会いしていただきます。**

**食品の仕入れ・管理・調理・保管工程で問題があった場合は弊社は一切の責任を負いかねます。**

また、発酵食品など保管工程が発生するような食品や、食中毒リスクが高いと判断した食品については弊社で仕込みをした場合であっても責任を負えないため、製造場所としての表記許可をいたしかねる場合がございます。